

○作州民芸館条例

平成30年6月26日

津山市条例第23号

改正 平成31年3月19日条例第36号

作州民芸館条例（平成5年津山市条例第15号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 郷土の歴史、文化等に関する市民の理解と認識を深めるとともに、歴史的な町並みの保存に対する市民意識の高揚を図り、もって地域の活性化に資するため、作州民芸館（以下「民芸館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 民芸館は、津山市西今町18番地に置く。

（業務）

第3条 民芸館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1） 郷土の歴史、文化等の振興及び情報発信に関すること。
- （2） 民芸館の施設及び設備の提供に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために市長が適当と認める業務に関すること。

（民芸館の管理）

第4条 民芸館の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。）に基づき、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 民芸館の施設又は設備の利用の許可に関する業務
- （2） 民芸館の維持管理に関する業務
- （3） 民芸館の利用に関する料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- （4） 民芸館の設置目的を発揮するための事業に関する業務
- （5） 民芸館の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- （6） 前各号に掲げるもののほか、民芸館の運営に関する事務のうち、市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

（指定管理者の権限）

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第10条まで、第12条から第14条まで、第16条、第17条及び第20条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

（開館時間）

第7条 民芸館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第8条 民芸館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(利用の許可)

第9条 民芸館を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、民芸館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 民芸館の施設又は設備若しくは器具（以下「施設等」という。）を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、民芸館の管理上支障があると認めるとき。

(利用料金)

第10条 前条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第1の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。この場合において、算定した金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用するとき又は市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の収入等)

第11条 市長は、民芸館の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に民芸館の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、民芸館において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額する

ことができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備等の設置)

第14条 利用者は、民芸館の利用に際して特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、民芸館の管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備を義務付けることができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、民芸館を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第16条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき、その者の入場を拒み、又はその者に対して退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、民芸館の管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第18条 利用者その他の施設を利用する者(第21条において「利用者等」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 許可なくして行う募金その他これに類する行為

(2) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(利用者の管理責任)

第19条 利用者は、民芸館の利用に当たっては、施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(原状回復義務)

第20条 利用者は、民芸館の利用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第16条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも、同様とする。

2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それ

に要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第21条 利用者等は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行前においても、この条例に基づく事務の実施に必要な行為をすることができる。

付 則 (平成31年3月19日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の作州民芸館条例別表第1の規定は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条・第11条関係)

施設名	区分	金額
1階ホール	1時間につき	550円
2階第1研修室(大)	1時間につき	550円
2階第2研修室(小)	1時間につき	330円
多目的広場	1時間につき	1,100円

備考

1 利用者が入場料を徴収し、又は営利目的、営利宣伝その他これに類する目的で利用する場合の金額は、本表の金額の20割増とする。

2 冷暖房装置を利用する場合の冷暖房装置の金額は、本表の金額の5割に相当する額とする。